

## 第3章 特定健診・特定保健指導の結果の通知と保存、報告

### 1 受診者（利用者）に対する特定健診・特定保健指導の結果の通知等

特定健診受診者に対する健診結果の通知は、健診終了概ね1ヶ月後に実施する。通知の方法は受診場所によって異なる。集団健診方式で受診した者の結果通知については、原則として特定保健指導（結果説明）とともにを行う。

結果通知票は、特定健診受診者自身が、内臓脂肪の蓄積にともなう血管変化の進展や、生活習慣とのつながりについてより理解してもらえるよう、経年表及び血管変化フロー図（構造図）の2種類を活用する。

特定保健指導結果は保健指導実施機関によって紙媒体及び電子データとして記録し、それを尼崎市国保で保存する。

これらの記録のうち、国で示された報告様式に基づくもの（次項）については、兵庫県社会保険診療報酬支払基金に対し電子データで報告する。

### 2 特定健診・特定保健指導のデータの形式

特定健診実施機関、特定保健指導実施機関、および兵庫県社会保険診療報酬支払基金を通じた国への報告は、すべて電子データでの送受信を原則とする。データの様式は「標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）」に示された電子的標準様式イメージと同様のものとする。

### 3 特定健診・特定保健指導の記録の管理・保存期間について

特定健診及び特定保健指導の記録の保存義務期間は、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（厚生労働省令第百五十七号 平成十九年十二月二十八日）第十条に基づき、記録の作成の日から最低5年間、又は尼崎市国保被保険者が他の保険者の加入者となった日の属する年度の翌年度の末日までとされている。しかしながら、尼崎市国保では、被保険者が特定健診・特定保健指導の結果を活用して、生涯にわたる自己の健康づくりの支援を行えるよう、加入期間中はできるだけ長期間保存することを原則とする。

尼崎市国保におけるこれらの記録の保存は、紙媒体及び電子データの両方をもって行う。

### 4 記録の提供の考え方

#### （1）尼崎市国保脱退者

尼崎市国保被保険者が、脱退後も生涯を通じた生活習慣病予防、健康づくりができるよう支援するという観点から、健診結果等の使用目的が自身の生活習慣病予防等である場合には、記録の保存期間の満了後に5年分の特定健診記録を脱退者本人に対し提供することとする。

#### （2）特定健診・特定保健指導委託先事業者

尼崎市保健所や特定健診・特定保健指導の委託先となる実施機関に対し、特定健診及び特定保健指導結果の記録を提供する場合は、目的外利用を禁ずるなど、尼崎市個人情報保護条例に基づき取り扱う。

### 5 健康ファイルの活用

尼崎市国保被保険者の生涯を通じた健康増進の取り組みを支援するため、健康ファイルを活用する。

健康ファイルには、特定健診・特定保健指導の記録が経年的に保存でき、健診結果を読み解くた

めに必要な資料や、生活習慣を振り返るために必要な資料を盛り込む。資料は健診結果の状況に併せ新たに作成するなど隨時改変する。

## 6 個人情報保護対策

個人情報については適正な取扱いを行う必要があるため、次のとおり対策を講じる。

- ① 特定健診・特定保健指導で得られる健康情報等の取扱いについては、尼崎市個人情報保護条例等を踏まえて取り扱うとともに、職員の義務（データの正確性の確保、漏洩防止措置、従業者の監督、委託先の監督）について周知徹底を図る。
- ② 特定健診・特定保健指導データの電子媒体による保存及びデータの提供については、「尼崎市電子計算機処理にかかるデータ保護管理規定」を遵守する。
- ③ 特定健診・特定保健指導を外部に委託する際には、委託先に対して個人情報の管理について、関係法令等を十分理解させるとともに、法令等を遵守し業務を遂行するよう、契約書に明記し、適宜個人情報の管理状況の確認を行う。

### 【参考条文】

○国民健康保険法（平成20年4月1日施行分）

第百二十条の二 保険者の役員若しくは職員又はこれらの職に合った者が、正当な理由なしに、国民健康保険事業に関して職務上知得した秘密をもらしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

○高齢者の医療の確保に関する法律

#### （秘密保持義務）

第三十条 第二十八条の規定により保険者から特定健康診査等の実施の委託を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員又はこれらの者であつた者は、その実施に関して知り得た個人の秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。

第百六十七条 第三十条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する

## 7 その他

第3章に規定する取扱いについては、特定保健指導以外の保健指導について、準用することとする。

## 第4章 特定健診以外の健診との関係

### 1 75歳以上の後期高齢者を対象にした健診

尼崎市国保被保険者が75歳に達すると、尼崎市国保を脱退し、後期高齢者医療保険の被保険者となる。その場合、法に基づき後期高齢者医療保険においても保健事業として、健診が実施される。後期高齢者健診についても国保特定健診の枠組みを活用して実施する。

### 2 生活保護受給者に対する健診

各医療保険に属さない生活保護受給者に対しては、健康増進法に基づき国保特定健診の枠組みを活用して実施する。

### 3 がん検診

がん検診は、健康増進法に基づき尼崎市保健所によって実施するが、被保険者のがん健診受診率向上に向けて、できる限り同時に実施できるよう調整する。

ハーティ21で実施している「国保総合健診」では特定健診と市のがん検診及びその他希望するがん検診を同時に受診できる体制を整備している。その他、特定健診実施場所のうち、地域巡回会場すべてで、大腸がんの検査キットを配布するとともに、胸部X線撮影が併設できる会場では肺がん検診として実施する体制をとっている。

保健所では、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診を、医療機関では施設設備により、乳がん検診（マンモグラフィ）、子宮がん検診、胃がん検診、および大腸がん検診を実施しており、特定健診と同時に実施できる。

### 4 肝炎ウィルス検査

特定健診のほとんどの実施会場で同時に受診できる体制をとっている。すべての会場で実施できるよう調整を図っていく。

### 5 特定健診以外の健診結果の提出

尼崎市国保被保険者が、労働安全衛生法に基づく定期健康診断や独自に人間ドックなど特定健診に代わる健診の受診結果、医療機関で実施した検査結果などを尼崎市国保に提出すると、特定健診受診率に算定されることから、健診機会があれば結果票を提出してもらうよう周知とともに、健診結果に基づき階層化し、必要に応じて、特定保健指導または特定保健指導以外の保健指導を実施する。

